

(参考) 売り手と買い手で計上基準が異なる場合の適用税率

○ 出荷基準により売上げを計上している事業者と検収基準により仕入れを計上している事業者との取引において、出荷日が施行日前で、検収日が施行日以後の場合における消費税の取扱いを教えてください。

例えば、商品の出荷が令和元年9月30日で納品日が令和元年10月1日の取引で、売手側が8%で請求した場合には、買手側は10%で仕入税額控除できるのでしょうか。

【答】

請求書等でその取引に係る消費税率が明らかな場合には、買手側はその税率により仕入控除税額の計算を行うこととなるので、旧税率（8%）を適用することとなります。

仕入税額控除は、税の累積が生ずることがないようにするために設けられた制度であるため、前段階（仕入れ）の取引で課された消費税額は、原則としてそのままの金額を基礎として仕入税額控除されることが前提となっています。

【税込価額で請求されていて、適用された消費税率が明らかでない場合】

- ① 相手方に確認する。
- ② ①の確認が困難な場合は、自己の会計処理により算出した仕入税額を基礎として仕入税額控除する。